平成２１年（フ）第９０１０号
大阪市生野区巽北２丁目13番21号
債務者　金城貞子こと　文　　貞子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１７５号
大阪府高槻市寿町３丁目26番14号
債務者　前田　昌伸
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２１４号
大阪市平野区喜連１丁目６番36号　シェアハウス中井422号
債務者　西野　廣実
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２０９号
大阪市北区本庄東２丁目２番12号　藤田ビル401号室
債務者　黒木　重伸
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２８３号
奈良市柏木町399番地
破産者　有限会社グローバルスペース
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成１９年（フ）第１２４２号
埼玉県桶川市大字坂田1693番地
破産者　東埼玉三菱自動車販売株式会社
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６６３号
埼玉県川口市弥平３丁目15番18号
破産者　有限会社野菜王国
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４２号
兵庫県美方郡香美町香住区上計250番地の１
破産者　寺川　秀男
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成１９年（フ）第４２０号
大阪市北区天満１丁目３番３号２階
破産者　株式会社ＥＣＯ24
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４１号
熊本市良町３丁目９番26号
破産者　株式会社グランドシティ
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４２４号
北海道旭川市高砂台３丁目８番38号
破産者　マネジメントパートナ株式会社
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５４号
群馬県みどり市笠懸町鹿2450番地17　川田住宅、申立時の住所群馬県桐生市新宿３丁目11番20号
破産者　矢部　　功
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第９４号
群馬県みどり市大間々町桐原290番地８
破産者　有限会社ＴＳ企画
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第９５号
群馬県みどり市大間々町桐原290番地８
破産者　髙木　　努
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第３５１号
神奈川県平塚市豊田本郷1646番地１
破産者　有限会社スパークオート
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２４８２号
岐阜県各務原市那加日吉町２丁目63番地
破産者　長縄　正夫
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６７４号
名古屋市東区砂田橋３丁目２番
破産者　有限会社ハマザキ商事
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４８号
三重県桑名市新西方２―35　新西方ハイツＡ―３、住民票上の住所大阪府豊中市中桜塚５丁目10番13―205号
破産者　東　　高幹
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２０年（フ）第８４８号
大阪府高槻市大和１丁目21番３号
破産者　有限会社アーク
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４２５号
大阪市東成区深江北１丁目10番25号
破産者　株式会社アサダ
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１３号
大阪市福島区玉川３丁目６番12号
破産者　有限会社長尾商店
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部